資料1－1

議題１　県立学校における避難所の指定について（春日井市提出）

市名	回答				
	(1)県立学校指定有無	（指定ありの場合）	(2)新たな指定意向の有無	（3）（指定ありor意向ありの場合）	
		指定校数／所在校数		役割	運用方法
名古屋市	指定あり	１７校／２７校	意向あり ただし、一部学校においては、避難所の運営を担う地域住民より、地元の負担増の観点から、指定意向がないとの意見もある。	通常の指定避難所としての役割	通常の指定避難所として運用
豊橋市	指定あり	５校／９校 (所在校数に聾学校、特別支援学校含む) ※指定５校についてはすべて第2指定避難所	意向あり	・第二指定避難所 ・福祉避難所	(第二指定避難所) 第一指定避難所の収容能力を超えたときの避難所 (福祉避難所) 福祉機能を有した施設 いずれも必要に応じて開設の判断をする
岡崎市	指定なし		意向あり	大規模災害時における指定避難所	基本的には市役所職員により開設し、住民による運用を考えている。
一宮市	指定なし		検討中		
瀬戸市	指定なし		意向あり	災害で家屋倒壊の被害にあうなどして、自宅に戻ることのできない住民の一時的に避難生活を送るための施設。 生活再建を始めるための地域の拠点として機能する。	大規模災害になるほど、避難所へ行政の手が行き届かなくなるため、あらゆる事態に備え、避難所の運営は自主防災組織等の地域住民の自主運営を原則とする。
半田市	指定あり	５校／７校	意向なし	大規模災害時に体育館を避難所として活用	避難所として体育館を使用し、定員を超える人数が避難してきた場合は武道場も使用する。
春日井市	指定なし		意向あり	既指定避難所が使用不能となった又は収容限界を超過した場合や乳幼児世帯、ペット同伴、女性専用、感染症の隔離等個別ニーズに対応する場合など市が必要と判断した場合のみ開設する二次的な避難所としての指定を検討	市災害対策本部が避難所の開設決定・指示し、職員を出向させ、開設する。
豊川市	指定あり	４校／６校 （特別支援学校１校含む）	意向あり	地区市民館や小中学校等と同等の避難所としての役割。	
津島市	指定なし		意向あり	指定避難所として指定	市内小中学校の体育館で避難者を収容しきれない場合に、避難所として使用を検討
碧南市	指定あり	１校／２校 （令和５年度中に残りの１校については避難所新規指定を行うことを調整済み。令和６年度末にて指定）	意向あり	学校の役割なし	他の避難所と同じ、または、市職員による開設
刈谷市	指定あり	４校／４校		避難所では主に、生活場所の提供、水・食糧、物資の提供、衛生的環境の提供、生活・再建築情報の提供を担う。 なお、他の避難所と差異はない。	体育館を避難者用のスペースとし、グラウンドや学校敷地内のアスファルトの一部を車中泊避難者用と指定している。
豊田市	指定あり	９校／１２校	意向なし	他の指定避難所と同様の役割	他の指定避難所と同様の運用方法

議題１　県立学校における避難所の指定について（春日井市提出）

市名	回答				
	（1）県立学校指定有無	（指定ありの場合）	（2）新たな指定意向の有無	（3）（指定ありor意向ありの場合）	
		指定校数／所在校数		役割	運用方法
安　城　市	指定あり	４校／５校	指定なしの１校の愛知県立安城特別支援学校は、協定により特定福祉避難所に位置づけています。	市職員は、本部との連絡・調整役及び避難所の開設・運営の責任者。 学校職員は、施設の管理者。	基本的に避難所を利用する人たちが主体となって運営する。 円滑に運営が図れるよう、行政担当者、施設管理者、自主防災組織、避難者などで避難所運営委員会を組織する。
西　尾　市	指定あり	４校／６校	意向なし	体育館、武道場、校舎等（浸水想定により場所を指定）を避難スペースとして開放	避難所配置職員（市職員）が開設 学校との協定により学校職員と自主防災会が連携して運営
蒲　郡　市	指定あり	２校／３校	意向なし	指定避難所	避難者及び避難所担当職員による運用
犬　山　市	指定あり	１校／２校	意向なし	指定避難所として指定している市施設の役割と同様。	避難所開設の際、優先順位を低くして運用している。
常　滑　市	指定なし		意向あり		
江　南　市	指定あり	１校／３校	意向なし	他施設の建替えによる代替施設として時限的に指定しているもの	
小　牧　市	指定あり	４校／４校		市保有の指定避難所と同様の役割	
稲　沢　市	指定あり	３校／３校		通常の指定避難所	他の指定避難所（市立小中学校等）と同じ運用方法 ・割当てられた市職員が学校へ向かい、避難所となる体育館を開錠・点検のうえ、開設作業を実施→避難民受入れ
新　城　市	指定あり	２校／２校		災害対策本部と施設管理者との開設連携	県立高校は大規模災害時を想定しての避難所開設を基本としている。避難所の鍵を防災対策課で保管しており、災害対策本部（地域支援班又は総括班）から、学校管理者へ開設する旨の連絡を伝え、避難所担当職員を向かわせる。
東　海　市	指定あり	３校／３校		拠点避難所２校、予備拠点避難所１校	市の施設等で避難スペースが不足した場合に開設予定。
大　府　市	指定あり	４校／４校		指定避難所 （市立小中学校体育館等と同列の扱いだが、空調設備等環境面で劣るため、優先的に開設する避難所ではない。）	震火災避難広場（避難場所）となる県立学校グラウンドに担当職員を配置している。
知　多　市	指定なし		検討中		
知　立　市	指定あり	２校／２校		市職員：避難所開設員 避難者：避難所運営者	他の小中学校の避難所と変わらず、避難者自身の自主運営としている。
尾 張 旭 市	指定なし		意向あり	現時点では指定避難所とする予定はないが、ペットの同室避難が可能な避難所としての指定であれば県の条件によっては指定する方向で検討中。	未定（市職員等による開設・運営に対する人的配置が課題と考えている）
高　浜　市	指定あり	１校／１校		他の避難所と同じ役割である	避難所運営で使用する資機材は物資拠点から運搬する

議題１　県立学校における避難所の指定について（春日井市提出）

市名	回答				
	(1)県立学校指定有無	(指定ありの場合)	(2)新たな指定意向の有無	(3)(指定ありor意向ありの場合)	
		指定校数／所在校数		役割	運用方法
岩　倉　市	指定あり	１校／１校		当市においては、震度５弱以上の地震が発生した場合、市内５小学校を優先的に避難所として開設すべく、職員の配置計画を立てています。それ以外の避難所については、県立学校等を含めた他の避難所の開設について、災害対策本部で協議・決定され、開設されることになります。	避難所運営要員として、市役所に参集した職員を順次派遣し、運営にあたることを想定しています。また、災害派遣、応援等による職員での対応も想定しています。
豊　明　市	指定あり	１校／１校		・帰宅困難者等の一時滞在施設 ・被災して使用できなくなった避難所の二次避難所	市の倉庫を設置し、資機材等を保管。保存水は体育館に保管。避難所開設職員が割り当てられており、倉庫の鍵を所有。非常配備基準に基づき避難所の開設を行う。
日　進　市	指定なし		意向あり	今後、県立学校と調整予定であるため、現段階として未定。本市としては、市内拠点避難所から遠い地域に県立学校があることから、他の拠点避難所と同様に避難者を受け入れる役割を希望しています。	上記同様、県立学校と調整予定であるため、現段階として未定。本市としては、他の拠点避難所同様の運用方法を希望しています。
田　原　市	指定あり	２校／３校	意向なし	１校は、県立学校周辺地域の地震避難所に指定し、もう１校は、第２次地震避難所（広域）に指定している。	避難所を使用するにあたり、２校とも「県立学校における避難場所等の施設使用に関する協定」を締結し、取り決めている。 （実際の避難所運営については、災害対策本部において作成した避難所運営マニュアルに基づく）
愛　西　市	指定あり	２校／２校	意向なし		
清　須　市	指定あり	１校／２校	意向あり	指定避難所	市の職員が避難所開設や避難者の受け入れの対応をする 体育館と武道場に避難者を受け入れる想定
北名古屋市	指定あり	１校／１校		体育館は健常者のための避難所として、武道場を要配慮者として高校と協定を締結していたが、６月末（予定）に全面的に避難所とする内容に変更した。	小学校、中学校、高校の順に開設することになっている。鍵は市の職員が管理しており、二人ペアで高校の避難所開設を行う。
弥　富　市	指定あり	１校／１校		３次開設避難所 １次開設避難所、２次開設避難所の収容人数が不足した場合などに必要に応じて開設する。	地域の自主防災組織が主体となって、市職員、施設管理者（学校関係者）と協力して運営する。
みよし市	指定あり	２校／２校		・三好高校 広域避難場所兼避難所 ・三好特別支援学校 福祉避難所	・三好高校 避難場所として使用する場合は、屋外を使用（地震及び大規模火災発生時のみ） 避難所として使用する場合は、体育館を使用 ・三好特別支援学校 主に在学生徒が避難する福祉避難所として使用
あ　ま　市	指定なし		意向あり	被災者を一定期間滞在が必要となる場合での避難所生活の改善	通常の避難所と同様な運用方針となるが、県所有物であるため鍵の貸与等の取り決めが必要となる。
長久手市	指定なし		意向あり	今後検討していくため、現状未定。	